

アダルトサイトと解約交渉？

事例

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、突然「登録完了」になってしまった。「3日以内に10万円支払うように」という表示が出た。

あわててインターネットで「消費者センター」を検索し、画面の上位に表示された相談窓口に電話した。「4万円で請求を止めて登録情報を削除してあげる」と言われFAXで申込書もらった。

再度、ネット検索すると、市役所に消費生活センターがあるとわかった。相談には4万円が必要なのか？



- まずは、ワンクリック詐欺などの不当な請求を受けた場合、決してサイト業者に連絡せず、支払わないでください。
- 公的な相談窓口である自治体が設置している消費生活センターは、費用を請求することはありません。
「解決に必要」「個人情報を消す」などと費用を請求されたら、公的な機関ではありません。